

平成30年11月21日

野洲市議会議長 様

提出者 野洲市議会議員 比村五丁銀

提出者 野洲市議会議員 東郷克己

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 岩井智恵子

賛成者 野洲市議会議員 津村俊二

賛成者 野洲市議会議員 田中陽介

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により下記のとおり理由を付して提出します。

記

理由：市議会議員は、市民の代表として、その議員活動は時代の変化と共に、広範囲に及び、専門知識も必要になりつつある。そのため議員活動に専念できる環境を確保するためにも、活動の対価に相応しい報酬額も求められる。また議会の更なる活性化や、今後議員を志す優秀な人材確保のためにも月額5万の報酬増額が必要と考える。以上条例の改正理由とします。

(条例の施行日：平成31年1月1日)

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成16年野洲市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「380,000円」を「430,000円」に改め、同条第2号中「330,000円」を「380,000円」に改め、同条第3号中「300,000円」を「350,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。